

ID: 143

担当部署: 健康福祉部 高齢者支援課 高齢福祉係

処分の概要	費用徴収金の減免		
例規名 根拠条項	名寄市老人福祉法第28条の規定に基づく費用徴収金の減免規則 第6条		
例規番号	平成18年規則第73号		
<p>【根拠条文】 (決定通知) 第6条 減免申請による審査結果の通知は、福祉施設費用徴収金減免決定通知書(様式第2号)により行うものとする。</p> <p>【基準】 根拠条文及び第2条の規定による。 (減免の対象者) 第2条 前条に規定する老人福祉施設入所者の扶養義務者は名寄市民で、前年分の所得税が非課税であり、かつ、前年度分の市民税が均等割のみ課税の者とする。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成28年8月15日	最終変更年月日	年 月 日